

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の職場環境要件に係る主な取り組み

社会福祉法人 相互福祉会の取組内容	
資質の向上	働きながら資格取得を目指す者に対して、シフトの調整や有給休暇の取得推進等、研修等を受講しやすい環境を整えている。
	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士資格保有者に対して、基本調整給を基本給に加算して支給している。
	職位、職責、職務能力に応じて賃金体系を定めている。
職場環境・処遇の改善	新任職員研修と担当職員による OJT を実施し、新任職員が働きやすい環境づくりに取り組んでいる。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実に取り組んでいる。
	毎日の朝礼、終礼及び毎月の職員会議等において情報共有の徹底に取り組んでいる。
	毎月のケース会議等で利用者への支援内容の検討や支援の質的向上のための研修に取り組んでいる。
	定期健康診断、特定業務従事者（深夜業務）健康診断及び診断結果による特定保健指導等を活用して職員の健康管理に取り組んでいる。 また、産業医による月1回の巡回指導、年1回のメンタルヘルスセルフチェックの実施と産業医によるフォロー面接を実施している。
	事故発生時の対応や夜間休日の緊急時対応についてマニュアルを作成している。
	夜間休日の緊急時対応に備え、毎日自宅待機の職員を配置する「緊急時待機」の制度を設け、実施している。
	【処遇の改善】 <ul style="list-style-type: none"> ・宿直従事者及び夜勤従事者に対する手当の増額。 ・シフト変更を行わなかった者にシフト変更賞与を支給。 ・GW（5/3～5/5）盆（8/13～8/15）年末年始（12/31～1/3）に勤務した者に特別勤務賞与を支給 ・夜間休日の緊急時に備えて自宅待機する職員に緊急時待機賞与を支給。
その他	契約職員やパート職員からの正職員への登用制度の実施。
	職員の増員による業務負担の軽減に取り組んでいる。
	正職員の多様な働き方に対応する職員区分を制度化し、勤務に条件がある場合も正職員として働き続けられる環境づくりをしている。